

「福岡県建設工事総合評価方式実施要領」 及び「福岡県における総合評価方式（簡 易型・標準型）活用ガイドライン」の制 定について

平成19年3月30日

18管第12070号

総務部長依命通達

本庁各部各課（室）長
警 察 本 部 長
教 育 長
各委員会（委員）事務局長
県 議 会 事 務 局 長
各 出 先 機 関 の 長

競争入札における落札者の決定に当たっては、単に価格だけによるのではなく、価格以外の条件についても評価し、当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価方式を導入することを、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月施行）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成18年5月閣議決定）では求められています。

また、全国知事会による「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」にあつては、総合評価方式の拡充とともに、一般競争入札の拡大が求められており、これに伴う不良不適格業者の排除や品質の確保の課題を解決する方策としても、総合評価方式の導入が必要とされています。

このため、福岡県において、総合評価方式を実施するにあたり、所定の事務手続きに必要な規程の整備を図るため、新たに「福岡県建設工事総合評価方式実施要領」及び「福岡県における総合評価方式（簡易型・標準型）活用ガイドライン」が制定され、平成19年10月1日から一定規模以上の工事を対象に総合評価方式により落札者を決定する一般競争入札が導入されることとなりましたので、今回の制定の趣旨を十分理解され、適正な事務処理を行ってください。

なお、総合評価方式による一般競争入札の試行については、別途通達することとしておりますので申し添えます。

上記のとおり命により通達します。

福岡県建設工事総合評価方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、総合評価方式により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 本要領の対象となる工事は、5千万円以上の建設工事とする。ただし、技術的な工夫の余地がほとんどないもの及び特に急施を要するものについてはこの限りではない。

(技術審査委員会)

第3条 次に掲げる事項の審査のため、関係各部に技術審査委員会を設置する。

- (1) 総合評価方式による入札を行うことの適否
- (2) 評価の方法及び技術評価の基準（以下「落札者決定基準」という。）
- (3) 落札者の決定

(総合評価技術委員会)

第4条 前条の審査を行うに当たっては、福岡県総合評価技術委員会の意見を聴かなければならない。

(総合評価の方法及び形式)

第5条 総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって行うものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = [\text{技術評価点}(\text{標準点} + \text{加算点})] \div [\text{入札価格}]$$

2 総合評価の形式は、次のとおりとする。

(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画や過去の同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と入札価格を総合的に評価することが妥当と判断される工事を対象とし、入札参加希望者から提出された施工計画及び施工実績等により技術力を評価する。

(2) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、ライフサイクルコスト、工事目的物の性能の向上、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、入札価格と総合的に評価することが妥当と判断される工事を対象とし、入札参加希望者から提出された施工計画、施工実績及び技術提案等により技術力を評価する。

(技術評価の基準)

第6条 技術評価の基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合評価方式の形式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(入札公告等に示す事項)

第7条 総合評価方式により入札を行う場合、公告及び入札説明書により、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価方式による入札であること。
- (2) 落札者決定基準
- (3) 技術評価の評価項目及び配点に関すること。
- (4) 技術提案等が適正と認められなかった場合、その理由について説明を求めることができること。

(技術提案書等の提出)

第8条 入札参加希望者は、第5条第2項に規定する総合評価の形式に従い、施工計画、施工実績又は技術提案等（以下「技術提案書等」という。）を提出するものとする。なお、技術提案による施工が適正と認められない場合又は発注者が仕様書等において示した標準案（以下「標準案」という。）により施工しようとする場合は、標準案により施工を行うことを示す資料を提出するものとする。

- 2 技術提案書等については、次のように取り扱うものとする。
 - (1) 技術提案書等の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - (2) 技術提案書等の返却及び公表は原則として行わないものとする。
 - (3) 技術提案書等の提出後における提案内容の変更は認めない。
- 3 次の場合は、入札参加資格について欠格、または入札を無効とする。
 - (1) 技術提案書等が提出されない場合
 - (2) 技術提案書等の内容が不適当な場合
 - (3) 技術提案書等が不採用の場合に、標準案により施工する旨の意思表示がない場合

(欠格の通知)

第9条 第8条第3項に該当して欠格となる場合は、入札参加確認通知書により通知する。

(技術提案書等が適正と認められなかった場合の理由の説明)

第10条 前条により入札参加資格が欠格または入札が無効とされた者は、技術提案書等が適正と認められなかった理由の説明を求めることができる。

- 2 前項の説明を求めることができる期間は、入札参加資格の欠格の場合、契約担当者が入札参加確認通知を行った日の翌日から起算して5日間（休日を除く）以内、また入札の無効の場合、契約担当者が入札結果の公表を行った日の翌日から起算して5日間（休日を除く）以内とする。
- 3 手続きは、「福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続き要領」（平成14年12月24日14管行第136号の2総務部長依命通達）を準用する。

(落札者の決定)

第11条 入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、第5条第1項に規定する評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

(技術提案の保護等)

第12条 技術提案については、提案以後の工事において、その内容が一般的に用いられているものと認められる場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

- 2 技術提案書等を適正と認めることにより、設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

(その他)

第13条 本要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条に規定する対象工事として実施することが特に困難と認められる工事にあつては、当分の間、この要領を適用しないことができる。